

社会福祉法人 横浜共生会
職 員 倫 理 規 程

障がいのある人が、住み慣れた地域社会の中で、人としての尊厳が守られ、自立と社会参加が保障されて生きていくことは、当然の権利です。

私たちが提供する福祉サービスにおいても、利用者一人ひとりのニーズを満たし、主体的に生きていくことを支援する取り組みが求められています。

それには、利用者の自己決定を尊重し、質の高いサービスの提供や、地域の関係機関とネットワークを組むなど、地域生活に必要な環境を整えることが重要です。

さらには、私たち職員の意識の持ち方、新しい取り組みへの工夫が必要であり、常に「人権」を尊重した次のような基本姿勢を堅持し、創意工夫をもって利用者の支援を行います。

- 1 私たちは、利用者の人としての尊厳を大切にし、利用者の性別・年齢・宗教・家庭状況・能力・障がい程度等、あらゆる理由において差別しません。
- 2 私たちは、利用者のプライバシーを守り、侵害しません。
- 3 私たちは、利用者の主体性・個性を尊重し、自己選択や自己決定・自己表現ができるように工夫して、支援を行います。
- 4 私たちは、利用者の人権を擁護する者としての自覚を持ち、利用者と常に対等な立場で接するとともに、必要な支援を求められた時は誠実に対応します。
- 5 私たちは、利用者への体罰・暴言・セクハラ、財産権の侵害等、あらゆる権利侵害を絶対に行いません。
- 6 私たちは、利用者の社会参加の機会を広げるとともに、地域の人々と協働しつつ、その理解が得られるように努めます。
- 7 私たちは、利用者への的確な支援を行うために、専門性の向上と倫理の確立に向けて自己研鑽に励みます。

私たち職員は、支援が一方的になっていないか、利用者の立場に立って常に自己点検を行い、利用者からの苦情、他者からの批判については謙虚に受け止めるとともに、この職員倫理に反する行いは相互にこれを見過ごさず、改善のための努力を惜しみません。さらに、具体的な行動指針を別紙のとおり定め、これを遵守いたします。

制定 平成19年10月1日
改定 平成20年6月1日

「職員倫理規程」に基づく行動指針

私たち職員は、利用者に福祉サービスを提供するにあたり、以下の指針に基づいて行動します。

1 差別の禁止

- ① 子ども扱いするなど、その人の年齢にふさわしくない接し方はしません。
- ② 障がいの程度・状態・能力・性別・年齢等で差別しません。
- ③ 利用者本人の前で、また、本人がいない場でも、障がいの呼称・状態を表す用語を差別的に使いません。
- ④ 障がいのために克服が困難なことを、本人の責任とするような発言はしません。
- ⑤ 利用者に対して、偏見や先入観をもって接することはしません。
- ⑥ 利用者の言葉や動作等の真似をしたり、利用者の行為を嘲笑したり、興味本位で接することはしません。

2 利用者の主体性と個性の尊重

- ① 利用者の異動（利用の開始や終了・変更等）にあたっては、本人・保護者・家族・後見人に十分な説明を行い、本人が選択の機会が得られるように努めます。
- ② 利用者一人ひとりに、法令等に基づき、個別支援計画を作成します。また、個別支援計画の実施にあたっては、本人・保護者・家族・後見人への説明を行い、同意を得た上で行います。
- ③ 施設運営・サービス内容等に対する利用者・保護者・家族・後見人の意見・要望等を聞く機会を定期的に設け、意見等が反映されるように努めます。
- ④ 利用者の個人的好み・嗜好を尊重します。
- ⑤ 利用者が自己を表現し意思決定できる機会を増やし、自己実現に向けた支援を行います。
- ⑥ 利用者の活動においては、利用者の生活歴をよく知り、サービス利用までの生活習慣を尊重するように努めます。
- ⑦ 入居施設等における行事や活動には、計画段階から、利用者に伝え、協議し、利用者が参加できるように努めます。

3 プライバシーの保障

- ① 職務上知り得た利用者個人の情報は他に漏らしません。
- ② 利用者のプライバシーに関する話を他の利用者の前でしません。
- ③ 入浴・排泄・更衣等の介護の際は、本人のプライバシー・羞恥心に充分配慮します。
- ④ 本人・保護者・家族・後見人の了解なしに所持品の確認を行いません。
- ⑤ 本人・保護者・家族・後見人の了解なしに、本人の写真や名前、作品等を掲示・展示公開したりしません。
- ⑥ 本人・保護者・家族・後見人の了解なしに、主治医から情報を得ることはしません。
- ⑦ 他の機関への情報提供がたとえ本人の利益のためであっても、本人・保護者・家族・後見人の了解なしには行いません。

4 人権の尊重と対等な立場での支援

- ① 利用者と職員は対等な関係にあり、年齢にふさわしい敬称で呼び合うように努めます。
- ② 利用者に対して性的に不快にさせるあらゆるセクシュアルハラスメントに該当する行為及び該当するおそれのある行為をしません。
- ③ 利用者に対して交換条件を持ち出しません。
- ④ 利用者の財産を守り、その権利が侵されることがないように支援します。
- ⑤ 利用者が理解しやすい言葉や表現を使うように努めます。
- ⑥ 利用者の嫌がることを強要しません。

5 体罰等の禁止

- ① 殴る・蹴る・つねる等の行為、その他故意に怪我をさせるようなことはしません。
- ② 身体拘束や長時間の正座・直立等の肉体的な苦痛を与えることはしません。
- ③ 軽蔑や無視等の精神的な苦痛を与えることはしません。
- ④ 食事を抜く等の人間の基本的な欲求にかかわる罰を与えることはしません。
- ⑤ いかなる場合でも、体罰は容認しません。
- ⑥ 自傷や他害等の危険回避のための行動上の制限については、本人・保護者・家族・後見人への明確な説明を行います。
- ⑦ 利用者に対して、威圧的な態度はとりません。

6 社会参加の促進

- ① 利用者が、地域の資源を利用したり、催し物に参加する等、地域社会とのつながりを持つよう支援します。
- ② 利用者の活動、利用者への支援に、地域のボランティアを積極的に受け入れ、活用します。
- ③ 入居施設等では、施設の中の活動に止まらず、必要に応じて外出の機会を設けます。

7 専門性の向上と倫理の確立

- ① 利用者に対する支援は、職員の統一した考えのもとに行います。
- ② 職員は、相互に啓発しあい、倫理の確立と専門性の向上に向けた研修に積極的に参加する等、自己研鑽に努めます。
- ③ 職員は、利用者支援にあたり、絶えず自己点検・相互点検に努めます。
- ④ 職員は、利用者の苦情・不服申し立てを、利用者の権利として尊重し、よりよい福祉サービスの提供につなげます。

8 本規程の位置付け

本職員倫理規程及び行動指針は、法人が定めた規程の一つであり、これに違反するときは、就業規則の規定に基づき懲戒処分の対象となるものです。

制定 平成19年10月1日

改定 平成20年6月1日